

平成27年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成27年6月8日（月曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第1号 平成26年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 第41号議案 幸田町立学校設置条例等の一部改正について
第42号議案 幸田町国民健康保険税条例等の一部改正について
第43号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第44号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について
第45号議案 工事の請負契約について（消防救急無線デジタル化整備工事）
第46号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君	環境経済部次長兼 水道課長	伊澤正美君

建設部次長兼 区画整理課長 消防次長兼 消防署長	伊澤勝一君 本田稔君	教育部次長兼 学校教育課長 会計管理者兼 出納室長	羽根潤闘志君 牧野洋司君
-----------------------------------	---------------	------------------------------------	-----------------

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、御出席を賜り大変ありがとうございます。

30度を超える真夏日が続く中、異常気象の中、先日も浮き輪を持って車に乗り込む家族連れを見かけました。

反面です、田植えもほぼ終わり、美しい田園風景があちらこちらから見られる季節となりました。

これから、梅雨期を迎えようとしています。高温多湿のこの時期、熱中症など十分留意され、それぞれの健康を損なわないようお気をつけくださるようお願い申し上げます。

ここでお諮りをいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し込みがありました。これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラの撮影を許可することに決定をいたしました。

本定例会に提出された議案は、「平成26年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告第1件と、第41号議案から第45号議案までの単行議案5件、第46号議案一般会計補正予算1件であります。

慎重なる審議と、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、定例会招集に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年第2回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用のところ、早朝より御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、平素から御理解と御支援をいただいておりますことを合わせて厚く御礼を申し上げます。

穏やかな初夏の気候から6月に入り、そろそろ梅雨への季節となってまいりました。議員の皆様方におかれましても体調管理に十分御配慮していただきますようお願いいたします。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、繰越明許費の報告議案1件、単行議案5件、補正予算1件で合わせて7件でございます。後ほど、提案理由とその概要については御説明申し上げますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決・承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、一般質問につきましては、9人の議員の皆様から御通知をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上で重要な問題ばかりでございますので、真摯に受けとめて誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、1点御連絡をさせていただきます。

既に議員各位におかれましても御試着をいただいているかと思いますが、今年度、職員の防災服、ヘルメット、安全服を新しいものに更新することにいたしました。7月中旬から下旬には御用意できるものと聞いておりますが、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

昨年の9月の御嶽山の噴火に始まりまして、最近では箱根山の大涌谷の火山活動、鹿児島県の口永良部島の新岳の噴火、小笠原諸島を震源とする地震など、防災・減災対策をより強く感じております。今年度におきましても防災訓練を初め地震に対する備え、減災・防災に対する地域全体の意識の高揚をさらに図るとともに、施設の整備に努めてまいりたいと思っております。

また、近年ではゲリラ豪雨が多発しておりまして、大雨や台風に対する備えにつきましても引き続き万全を期してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成27年度国県等公共事業採択見込み状況の情報をお手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成27年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

開会 午前 9時06分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を3番 稲吉照夫君、4番 鈴木重一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月8日から6月26日までの19日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月8日から6月26日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願います。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査1月分、2月分、3月分、4月分の4件と、定期監査2件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理された請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情1件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第2号、1件を所管となります総務教育委員会に付託をいたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、報告第1号 平成26年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、報告第1号 平成26年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

議案書は1ページでございます。ひとつよろしくお願ひいたします。

この件につきましては、平成26年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額についての繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の

第146条第2項の規定に基づきまして報告させていただくものでございます。

繰越明許事業は2ページでございますけれども、計算書のとおり、次世代産業創出事業及びプレミアム付商品券事業の2事業でございます。15款の総務費では次世代産業創出事業についてその繰越額を1,738万5,000円、40款の商工費ではプレミアム付商品券事業について繰越額を2,600万円とし、それぞれの財源につきましては国県支出金と一般財源により事業を行うものでございます。

繰越明許費明細につきましては議案関係資料の1ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（浅井武光君） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時37分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第1号を終わります。

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、第41号議案から第46号議案までの6件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第41号から第45号議案まで、5件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書は3ページからお願いいたします。

第41号議案 幸田町立学校設置条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、西三河都市計画事業幸田相見特定土地地区画整理事業の換地処分に伴い、必要があるからでございます。

4ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、第1条の幸田町立学校設置条例の一部改正は北部中学校の位置を高力字越丸34番地から相見字越丸36番地に改めるとともに、その他字句の整理を行うものでございます。

次に、第2条の幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正につきましては、北部中学校体育館、運動場、武道場、卓球場の位置を第1条と同様に改めるものでございます。

次に、第3条の相見駅自由通路の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、自由通路の位置を菱池字五反割9番地から相見字相見62番地に改めるものでございます。

施行期日は換地処分にかかる愛知県知事の公布があった日の翌日からでございます。

なお、議案関係資料につきましては2ページから5ページでございます。御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書の5ページでございますけれども、第42号議案 幸田町国民健康保険税条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

次に、6ページをごらんいただきたいと存じます。

改正の概要につきましては、第1条の幸田町国民健康保険税条例の一部改正は幸田町国民健康保険税条例における国民健康保険税に係る課税限度額を法定限度額に合わせるため、課税額における基礎課税額の課税限度額51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額16万円を17万円に、介護納付金課税額の課税限度額14万円を16万円に改正するほか、国民健康保険税に係る低所得者の軽減を拡大するため、低所得者軽減の判定所得基準額における5割軽減の被保険者等1人当たりの加算額24万5,000円を26万円に、2割軽減の被保険者等1人当たりの加算額45万円を47万円に改正するものでございます。また、附則第14項中の配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改めるものであります。

次に、第2条における幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例におきましては、附則第14項に係る改定規則を附則第14項を附則第11項に改めるものであります。

施行期日は公布の日とし、第1条の改正規定中の附則第14項につきましては施行期日を平成28年1月1日とするものでございます。

議案関係資料につきましては6ページから10ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

第43号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行及び第6期介護保険事業の運営に必要なからでございます。

次に、8ページでございます。お願いいたします。

改正の主な概要につきましては、平成27年4月から公費投入による介護保険料の軽減措置として、第1号被保険者のうち特に所得の低い第1段階について保険料率を0.45から0.40に見直し、第1段階の年間保険料額を2万2,140円から1万9,680円に軽減する改正を行うものであります。

施行期日は公布の日とし、経過措置につきましては平成27年度以降の年度分の保険料に適用し、平成26年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

議案関係資料は11ページから12ページでございますので、御参照いただくようお願いいたします。

続きまして、議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。

第44号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。

改正の主な概要につきましては、第1条の幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正は、指定介護予防支援事業所の担当職員は介護予防サービス計画に位置づけた指定介護予防サービス事業者等から、介護予防訪問看護計画書等の提出を求めること及び指定介護予防支援事業所は、地域ケア会議を必要とする情報の提供、その他事項について協力するよう努めることの規定を加える等の改正を行うものであります。

次に、11ページをお願いいたします。

第2条の幸田町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所におけるオペレーターの配置基準の緩和及び単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が宿泊サービスを実施する場合の町長への届け出の義務化をし、指定認知症対応型通所介護事業者の事故発生時の対応についての規定を追加し、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更し、さらに指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における登録定員及び通いサービスに係る利用定員の制限の緩和を行う等の改正を行うものでございます。

次に、17ページでございます。お願いいたします。

第3条の幸田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が宿泊サービスを実施する場合の町長への届け出を義務化し、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における事故発生時の対応についての規定を加え、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における登録店員及び通いサービスに係る利用定員の制限の緩和及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数に関する制限の緩和を行う等の改正で、合わせて各条例についての字句及び引用条項の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

議案関係資料は13ページから53ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

第45号議案 工事の請負契約についてでございます。工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の

規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、消防救急無線デジタル化整備工事の施行に伴い、必要があるからでございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

工事名は消防救急無線デジタル化整備工事で、工事場所は菱池字前田41番地1地内ほかでございます。

工事の概要は、消防救急無線デジタル基地局設備一式、消防救急無線デジタル移動局設備一式でございます。

契約金額は1億2,420万円でございます。

契約の方法は11社による指名競争入札で、契約の相手方は名古屋市中区錦1-17-1、NECネットワークスアイ株式会社中部支店、支店長大中淳でございます。

議案関係資料は54ページから57ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、補正予算関係をお願いしたいと思っておりますけれども、別冊の補正予算関係資料をお願いいたします。

第46号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ138億9,000万円とするものでございます。

それでは、主な内容につきまして説明させていただきます。

まず、歳入でございます。補正予算の説明書の8ページをごらんいただきたいと思います。

60款の県支出金につきましては、排水機場計画策定委託料に対する単県土地改良事業補助金400万円を追加し、80款繰越金につきましては前年度繰越金に1,400万円を追加し、収支の調整を行いました。

次に、85款の諸収入につきましては、役場庁舎及び消防庁舎への太陽光発電設備設置工事費等に対する一般財団法人環境イノベーション情報機構からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金8,200万円を新規計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、15款の総務費では、地震等に対する大規模な災害に備え防災拠点である役場庁舎に太陽光発電設備や蓄電池、LED照明を設置するための工事費等5,000万円を新規計上するものでございます。

次に、35款の農林水産事業では、町内5カ所の排水機場整備のための計画策定委託料800万円を新規計上するものでございます。

次に、50款の消防費では大規模な災害に備え、防災拠点である消防庁舎に太陽光発電設備や蓄電池、LED照明を設置するための工事費等4,200万円を新規計上するものでございます。

なお、議案関係資料につきましては58ページを御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月10日水曜日午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、2点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前10時5分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

なお、2番目として、議会広報特別委員会終了後11時から議会運営委員会のほうを第2委員会室で開催いたしますので、それぞれ御出席をお願いしたいと思います。

連絡事項は以上であります。

本日は、大変御苦労さまでした。これにて散会といたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年6月8日

議 長

議 員

議 員